

全L協保安29第65号
平成30年1月5日

正 会 員 各位

(一社) 全国LPガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記について、経産省ガス安全室より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、同ガス安全室より近年の標記事故の発生状況を踏まえ、国交省の担当課に対し、塗装工事業者宛に注意喚起を行うよう協力依頼を行った旨の通知、並びに、事故防止の観点から、当協会に対し、LPガス販売事業者等を通じてお客様への周知依頼があったものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記をご周知くださいますようお願いいたします。

記

- お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

以 上
発信手段：Eメール
保安部：渡辺、片岡